

○厚生労働省告示 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第九十六条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）附則第十三条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第七十二条の三及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）附則第十三条の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事項及びその評価方法を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和三年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生労働大臣が定める事項及び評価方法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第九十六条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）附則第十三条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第七十二条の三及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）附則第十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、指定障害福祉サービス基準第百九十六条の三、指定障害者支援施設基準附則第十三条の三、障害福祉サービス基準第七十二条の三及び障害者支援施設基準附則第十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める評価方法は、同表の上欄に掲げる事項に係る同表の中欄に掲げる評価基準に応じ、同表の下欄に掲げるスコアを合計したものとす。

事項	労働時間
評価基準	<p>一 一日の平均労働時間数（就労継続支援A型事業所等（就労継続支援A型事業所（障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。）をいう。以下同じ。）において、就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る障害福祉サービス（以下「就労継続支援A型等」という。）を行った場合に、当該就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、当該就労継続</p>
スコア	八十

生産活動	<p>支援A型事業所等と雇用契約を締結していた利用者の当該就労継続支援A型事業所等における労働時間の合计数を当該利用者 の合计数で除して算出した、当該就労継続支援A型事業所等に おける一日当たりの平均労働時間をいう。以下同じ。）が七 時間以上であること。</p>							
	二	一日の平均労働時間が六時間以上七時間未満であること。	七十					
	三	一日の平均労働時間が五時間以上六時間未満であること。	五十五					
	四	一日の平均労働時間が四時間三十分以上五時間未満である こと。	四十五					
	五	一日の平均労働時間が四時間以上四時間三十分未満である こと。	四十					
	六	一日の平均労働時間が三時間以上四時間未満であること。	三十					
	七	一日の平均労働時間が二時間以上三時間未満であること。	二十					
	八	一日の平均労働時間が二時間未満であること。	五					
	一	前年度（就労継続支援A型事業所等における就労継続支援A 型等であった日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）及	四十					

	<p>び前々年度（当該就労継続支援A型等のあった日の属する年度の 前々年度をいう。以下同じ。）の各年度における生産活動収 支（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要 な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそ れぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上であるこ と。</p> <p>二 前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度にお ける生産活動収支のみが前年度に利用者に支払う賃金の総額以 上であること。</p> <p>三 前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度に おける生産活動収支のみが前々年度に利用者に支払う賃金の総 額以上であること。</p> <p>四 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれ も当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上でないこと。</p> <p>一 当該就労継続支援A型事業所等における就労継続支援A型等 のあった日の属する年度において、就業規則その他これに準ず</p>	<p>二十五</p> <p>二十</p> <p>五</p> <p>三十五</p>
多様な働き方		

るものにより、次のイからチまでに掲げる利用者に関する事項を定めていることをそれぞれ一点として算定した合計点（五点を限度とし、前年度において、その算定した点数に係る当該事項を、利用者の希望に基づき講じた場合には、その講じた事項ごとに一点を加算した点数とする。以下この事項において単に「合計点」という。）が八点以上であること。

イ 就労に必要な知識及び能力の向上に資する免許、検定その他の資格の取得を支援するための制度に関する事項

ロ 利用者を当該就労継続支援A型事業所等の職員として雇用する場合における採用手続及び採用条件に関する事項

ハ 在宅勤務を行う利用者の労働条件及び服務規律に関する事項

ニ その利用者に係る始業及び終業の時刻をその利用者の決定に委ねることとした利用者の労働条件に関する事項

ホ それぞれの障害の特性に応じ一日の所定労働時間が短い利用者の労働条件に関する事項

支援力向上のための 取組	<p>へ それぞれの障害の特性に応じて一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げの制度に関する事項</p> <p>ト 時間を単位として又は時季を指定して有給休暇を与えることに関する事項</p> <p>チ 業務外の事由による負傷又は疾病の療養のための休業に関する事項</p>		
	二	合計点が六点又は七点であること。	二十五
	三	合計点が一点以上五点以下であること。	十五
	一	前年度（トに該当する場合にあっては、当該前年度の末日から起算して過去三年間）において、次のイからチまでのうちの五つの項目に該当する場合に依り、それぞれ当該項目に定めるところにより算定した点数（以下この事項において「合計点」という。）が八点以上であること。	三十五
	イ	当該就労継続支援A型事業所等の職員（職業指導員等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	

に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第13の8の注1に規定する職業指導員等をいう。以下同じ。）に限る。以下このイにおいて同じ。）に対し、障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画（研修の時期、目的、対象者及び具体的な内容を記載したものに限り、以下同じ。）に基づき、当該就労継続支援A型等の事業を行う就労継続支援A型事業者（障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援A型事業者をいう。）又は指定障害者支援施設（以下「就労継続支援A型事業者等」という。）以外の者が行う研修会又は当該就労継続支援A型事業者等が行う研修会（当該研修会の講師が当該職員以外の者である場合に限る。）への当該職員の参加状況

(1) 当該職員の半数以上が参加している場合 二点

(2) 参加した当該職員の数が一人以上である場合（(1)に該当する場合を除く。） 一点

ロ 当該就労継続支援A型事業所等の職員が当該就労継続支援A型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修（当該就労継続支援A型事業所等が行うものを除く。）、学会又は学会誌等において発表した回数

(1) 二回以上の場合 二点

(2) 一回の場合 一点

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該就労継続支援A型事業所等の職員が先進的事業者（障害者に対する就労支援に係る先進的な取組を行う他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者をいう。以下同じ。）の視察又は先進的事業者における実習を行い、かつ、当該就労継続支援A型事業所等において他の就労継続支援A型事業者等の職員による視察又は実習を受け入れた場合 二点

-
- (2) 当該就労継続支援A型事業所等の職員が先進的事業者の視察若しくは先進的事業者における実習を行った場合又は当該就労継続支援A型事業所等において他の就労継続支援A型事業者等の職員による視察若しくは実習を受け入れた場合（(1)に該当する場合を除く。） 一点
- ニ 生産活動収入を増やすための販路拡大のために商談会、展示会その他これらに類するものに参加した回数
- (1) 二回以上の場合 二点
- (2) 一回の場合 一点
- ホ 人事評価の結果に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けているとともに、当該人事評価の基準について書面をもつて作成し、全ての職員に周知している場合 二点
- ヘ 介護給付費等単位数表第14の8の2の注に規定する障害者等である従業者を配置している場合 二点
- ト 第三者評価を受け、その結果を公表している場合 二点
- チ 当該就労継続支援A型等に係る取組が、国際標準化機構が
-

	<p>定めた規格その他これに準ずるものに適合している旨の認証を受けている場合 二点</p>	
<p>地域連携活動</p>	<p>二 合計点が六点又は七点であること。</p> <p>三 合計点が一点以上五点以下であること。</p> <p>前年度において、当該就労継続支援A型事業所等が地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業若しくは官公庁等での就労又は生産活動その他の地域社会と連携した活動を行い、当該活動の内容及び当該活動に対する当該事業者又は当該企業若しくは官公庁等の意見を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していること。</p>	<p>二十五</p> <p>十</p>